

一般社団法人海洋産業研究会 常勤役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人海洋産業研究会定款第17条に規定する常勤役員の報酬等のうち、給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 常勤役員の給与は、基本給、役員手当、通勤手当および特別手当とする。

(給与の支給日および支給方法)

第3条 常勤役員の特別手当を除く給与支給日は、毎月25日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。)とし、その月の月額を支給する。

2 特別手当の支給日は、毎年6月および12月中とする。

3 常勤役員の給与は、法令にもとづき、その常勤役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接支給する。

(給与支給額の決定)

第4条 常勤役員の給与のうち、基本給は月額とし、常務理事に500,000円～650,000円を支給する。

2 役職手当および特別手当は、会長がこれを定める。

3 常勤役員の給与は、これまでの支給実績と当会の財政状況を勘案しながら、年間予算編成時に、年間支給額の上限を設定する。

4 前項で設定された年間支給額は、理事会で審議した後、総会の議決を得て、会長が定めるものとする。

5 前項の給与は、その者の職務実績および本会の財務状況に応じ、会長はこれを増額し、または減額することができる。

6 通勤手当は、常勤役員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合に、実費全額を支給する。

(新たに常勤役員となった者の給与)

第5条 月の初日以外において新たに常勤役員に任命された者に対する当該月分の給与(特別手当および通勤手当を除く。以下同じ。)は、第4条の規定を準用して定めた本給月額を当該月の在任日数から日割計算をもって支給する。

(常勤役員でなくなった者の給与)

第6条 役員が退職し、または解任されたときは、退職または解任の当月分の給与については、日割計算によって得た額を支給する。

2 役員が死亡したときは、死亡の当月分の給与については、その全額を支給する。

(解任時の特別手当の扱い)

第7条 一般社団法人海洋産業研究会定款第16条に規定する事由により解任されたとき(役員が、心身の故障により解任されたときを除く。)は、特別手当を支給しない。

(細則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。